

(第一類 第八号)

第三回國會議院 文部委員會會議錄 第四号

昭和二十三年十一月十八日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 圓谷 光衛君

理事 松本 七郎君 理事 伊藤 恭一君

理事 久保 猛夫君

古賀喜太郎君

高津 正道君

小島 徹三君

西山富佐太君

黒岩 重治君

織田 正信君

出席政府委員

文部政務次官 栗山長次郎君

文部政務次官 小野 光洋君

文部事務官 稲田 清助君

委員外の出席者

文部事務官 釘本 久春君

専門員 宇野 圓空君

専門員 武藤 智雄君

専門員 横田重左衛門君

十一月十八日

委員増田甲子七君辞任につき、その補欠として水谷昇君が議長の指名で委員に選任された。

十一月十七日

國立國語研究所設置法案(内閣提出 第二六号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十六日

日光の國宝建造物修繕費全額國庫補助の陳情書(輪王寺門跡青原英信外二名)(第二五六号)

を本委員会に送付された。

第一類第八号 文部委員會會議錄 第四号 昭和二十三年十一月十八日

本日の會議に付した事件  
國立國語研究所設置法案(内閣提出 第二六号)

(筆記)  
○國谷委員長 會議を開きます。  
昨十七日の本委員会に付託になりました國立國語研究所設置法案を議題といたします。まず政府の説明を求めます。

國立國語研究所設置法案  
國立國語研究所設置法  
(目的及び設置)

第一條 國語及び國民の言語生活に關する科学的調査研究を行い、あわせて國語の合理化の確実な基礎を築くために、國立國語研究所(以下研究所という)を設置する。

2 研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に關する事項に係るものを除くほか、研究所の監督をしてはならない。

(事業)  
第二條 研究所は、次の調査研究を行う。  
一 現代の言語生活及び言語文化に關する調査研究

二 國語の歴史的發展に關する調査研究  
三 國語教育の目的、方法及び結果に關する調査研究

四 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に關する調査研究

2 研究所は、前項の調査研究に基き、次の事業を行う。  
一 國語政策の立案上参考となる資料の作成

二 國語研究資料の集成、保存及びその公表  
三 現代語辭典、方言辭典、歴史的國語辭典その他研究成果の編集及び刊行

(調査研究の委託)  
第三條 研究所の事業は、他の研究機關又は個人によつて既に行われ、又は現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする。

2 研究所は、前項の重複をさけるために、前條第一項各号の一に該當する調査研究が他の適當な研究機關又は個人によつて行われている場合には、研究所の事業として、その調査研究をその研究機關又は個人に委託することができ

(所長)  
第四條 研究所に所長を置く。  
2 所長は、一級の文部教官又は文

部事務官のうちから、文部大臣が命ずる。  
3 所長は、他の政府職員と兼ねることができない。

(報告の公表)  
第五條 所長は、毎年少くとも一回、調査研究の状況及びその成果に關する報告を公表しなければならない。

(評議員會)  
第六條 研究所に評議員會を置く。  
2 評議員會は、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項について審議し、所長に助言する。

3 所長は、前項の重要事項については、評議員會の助言を求めなければならない。

(評議員)  
第七條 評議員會は、二十人の評議員で組織する。  
2 評議員は、國家公法員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところにより、学識経験のある者のうちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。

3 学校の教職員を除く政府職員

は、評議員となることのできない。  
4 評議員の任期は、四年とし、二年ごとにその半数を改任又は改嘱する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。

5 補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。  
(評議員會の会長及び副会長)  
第八條 評議員會に評議員の互選による任期二年の会長及び副会長各一人を置く。

(評議員會の運営方法に關する事項)  
第九條 この法律に定めるものを除くほか、評議員會の運営方法に關する事項は、評議員會の助言によつて、文部大臣が定める。

(研究所の運営)  
第十條 研究所の部課等の編成、職員の出及び配置その他研究所の運営に關する必要な事項は、所長が定める。  
(定員)  
第十一條 研究所に置かれる専任の文部教官又は文部事務官の定員は、次の通りとする。

職員の種類	級別	一級	二級	三級	計	備考
文部教官又は文部事務官		三人	一〇人	一二人	二五人	文部教官又は文部事務官の五級の定員は、所長の定員を含む。
						部事務官となることができない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の後、最初に命ぜられ、又は委嘱される評議員のうち、半数の者の任期は、第七條第四項の規定にかかわらず、二年とする。

○栗山政府委員 下條文部大臣が臨時閣議で席がはずせません、まことに皆さまに對しまして失礼に當るかも知れませんが、お許しを得て私から今皆さんの御審議を煩わします國立國語研究所設置法案の提案理由について、内容を御説明申し上げます。

わが國における國語國字の研究を見ますときに、國語國字の改造の問題は教育上ばかりでなく國民生活全般の向上に、きわめて大きな影響を與えるものであります。その解決は日本再建の基本的条件の一つであるとも申し得ると存するのであります。けれどもその根本的な解決をはかりますためには、國語及び國民の言語生活全般にわたります。科学的にして、かつ総合的に調査研究を行う比較規模の大きい研究機関を設けることが、ぜひとも必要であると考えたのであります。言いかえますならば、國語國字のような國家國民に最も關係の深い重大な問題に對します根本的な解決策を立てますには、ただいま御審議願いますような研究機関によつて作製されたい科学的な調査研究の結果に、基かなければならぬと存するのであります。國家的な國語研究機関の設置は、明治以來先覺者たちによつて往々提唱されて來ましたいわば懸案でありまし

て、また終戦の後におきましては、第一回國會において、參議院及び衆議院が國語研究機関の設置に関する請願を御採択になり、決議されましたのを初め、國語審議會からの建議並びにアメリカの教育使節團の勧告とその設置につきましては、各方面から一段と強く要望されておるところであります。政府におきましてもその措置について久しい間種々研究を重ねて來たのであります。が、実現を見ることなく今日に至りましたことは、少し手遅れの感もな

いではございません。しかるにこのたび國會におきまして請願が採択され、輿論の支持のもとに、急速にその準備が幸い進められることになつたのであります。この法案の立案にあたりましては、その基本的な事項につき國立國語研究所創設委員会をまず置きまして、國會その他關係学会の権威者を十分に取入れるようにいたしましたのであります。

次にこの法案の骨子について少し申し述べますならば、第一に國立國語研究所は、國語及び國民の言語生活につきまして、科学的な調査研究を行う機関であり、その調査研究にあつては、いわゆる科学的方法により研究所が主になつて行うように定めてござい

して、その運営はもろん民主的にいたすようにするつもりでございます。この研究所が設置されましたらば、わが國文化の進展に資するところは、はなはだ大きかろうと存じております。どうぞこの法案の必要性をお認めいただきまして、十分御審議の上御賛成が

いただけますようにお願い申し上げます。なお詳細につきましては、他の政府委員から御説明させていただきます存じます。

○稻田政府委員 それでは私から本法案の内容につきまして、概略御説明申し上げます。この法案の第一條には研究所の目的を掲げておるのであります。これはただいまの提案理由の説明にありましたごとく、この研究所といたしましては、國語及び國民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて國語合理化的確実な基礎を築くために、設置するのであるという目的を示しておるのであります。同じ條文の第二項に、研究所は文部大臣の所轄とするけれども、文部大臣は人事及び予算以外の事項については、監督をしないという趣旨が明らかにされてお

ります。これは、この研究所があくまで自主的に研究を遂行するということを、確保いたしたい趣旨であるのであります。

第二條に掲げてありますのは、前條にあげました目的を遂行するために、研究所において行ふべき各種の事業であります。その第一といたしましては、現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究、第二に國語の歴史的研究に關する調査研究、第三に國語教育の目的、方法及び結果に關する調査研

究、第四に掲げておりますのは、今後民主的生活を向上発達させるためには、新聞、放送あるいは廣告、告示のごとき同時に多人数が対象となる言語というものを十分に洗練し、発達させなければならぬというように着目いたしまして、この問題を重要視いたしました。研究調査の題目として掲げ

たわけでございます。さらに第二項におきましては、さきに第二項に

おきましては、さきに第二項にた調査研究に基きまして、あるいは國語政策の立案上参考となる資料をつくり、あるいは國語研究資料の集成、保存及びその公表、または現代語辞典、方言辞典、歴史的國語辞典その他研究成果の編集及び刊行ということ

を掲げてあるわけでありまして、第三條には研究所の調査研究を、他に委託することに關する條文が設けられておるのであります。こうした國立の研究所を、たとえば大学等の研究所と別におきます理由といたしましては、一つはさきに申し上げましたように、それと國の政策と關連を持たせるという点に、一つの理由もござい

ます。またもう一つの理由といたしましては、方々の研究を総合しその結果を發揮するという点にあると思われ

ております。この三つに他の研究機関に研究を委託し得る道を開いたわけは、その総合性を十分に發揮するとい

うような意味合いからいたしたものであります。各種の大学あるいは民間のいろ／＼な研究を、そのままこの研究所と密接な關連をもつて利用し協力を

学会、一般の社会要求と研究所の事業とが密接不可分の関係を保つように、改良いたしたわけでありませう。この評議員は定員二十名といたしまして、学識経験のある者から文部大臣が命じられるいは委員とする。また政府職員は評議員となることのできない。評議員の任期は四年として二年毎に半数を交替するといふような規定、それから評議員の互選によりまして、任期二年の会長、副会長を置く。その評議員の運営に關します規定は、評議員会の所見によつて、文部大臣が組むといふような趣旨を、次々の條文で明らかになしたわけでありませう。以上大体各條項につきましての御説明をいたします。

○武蔵専門員 先ほどの政府の提案理由の御説明の中で、第一回國會において衆議院及び參議院が國語研究機關の設置に關する請願を、採択し議決されたのを初め云々とありましたが、これは文化委員会に付託になりましたこととございませうので、すべては當時の速記録に明らかでございませう。一、一言荒筋だけを御紹介申し上げます。

この請願は國語國字問題の研究機關設置に關する請願という問題で、請願者があります。紹介議員は星野二郎、近藤鶴代兩議員であられました。前の文化委員会といたしましては、八月二十九日にこの請願の御付託を受けました。十月三日の委員会でこの請願を審議いたしました。この間に一回の打合せを開きまして、請願代表者から詳しくその御趣旨を承つております。最初の委員会の九月二十三日におきましては、佐々木盛雄議員が紹介議員の代理として趣旨の説明をされております。

それで國語國字の解決は、文化國家實現のためと産業復興のために欠くことのできない條件である。文化國家實現のためには國語國字をたやすくわかることのできるように改める必要がある。産業復興のためには事務の敏捷をはかることが必要であるといふことを言われて、その次に國語國字問題を解決するためには、標準語や標準音をどのように定めるか、あるいは漢字は廃止すべきかどうか、漢字を廃止しないならばどの程度でとどめるか、またこれらに關していかなる表示方法を採用するか。これらの問題が研究問題として起つて来るといふことを述べられ、それから研究機關としては、政府は明治三十五年に國語調査委員会を設けられておつたのが、大正二年に財政貧困の理由でこの機關の廃止にあり、その後大正十年に臨時國語調査会が設けられ、現在は國語審議會が設けられておるのでありますが、いずれも皆さんが意見をもち寄られる程度なので、どうしても研究調査の決定的な機能を發揮するといふわけには行かない。このためには問題の重要性にふさわしい規模の調査研究機關を設けて、權威のある具体策を確立する。それによつて最善の努力を拂ふことが必要であるとの御趣旨の説明がありました。永江政務次官が政府側の意見として、趣旨にはまづたく同感であるといふことを申されしております。なおまたその際釘本國語課長から、政府にも実は案があるのだといふこと、政府側が持つておられます國語國字問題の研究機關について御説明がありました。趣旨は結局國語の民主化、國字の決定といふことにあるのであると冒頭され、第一にその

研究機關の組織、第二にその研究機關の建前としてこれは國立とし、文部省の所管としたいといふこと、第三にはかような趣旨でできるものであるから、なるべく各方面の意見を反映した研究機關にしたい。それにはまず國語研究所の設立の準備委員会といううなものに設けたい、こゝう御趣旨の御説明が来ております。それから十月三日の委員会におきまして、重ねてこの請願を審議いたしました。その際は近藤鶴代議員から紹介議員としての趣旨の弁明がありました。その後委員会で活発な発言がありました。たとえば當時の馬場委員からは、このような國語國字の改良案はいままでしばしば出ておるけれども、どうも実行力という点において遺憾な点があつた。この点を考慮されたいといふ発言がありました。近藤鶴代議員からも、研究機關は同時に強力な実行力を持つてほしいといふ御希望が出ております。當時御出席になりました稲田政府委員からも、その点に沿うようにするといふ御答弁がありました。結局この請願を御答弁は、文部省が研究、計画して通すことは、文部省が研究、計画して通すこと、この研究所の設置といふことと合致するのであるといふような建前の上から、この請願が採択になつた次第でございませう。そして今年に入りまして六月の十二日から、この研究所の準備委員会が発足いたしました。そのとき文化委員であられました川越議員が、文化委員を代表して委員として加わられた次第でございませう。一言申添えます。

○松原(一)委員 予算關係もございませうが、予算は何箇月分、どのくらいございませうか。

○稲田政府委員 予算について御説明申上げます。予算といたしましては八百七十七万二千円が、教育文化費、學術教育調査研究費中の國語研究所に組まれておりますが、このほかに御承知のように職員の家賃手当、その他特別俸給の特別措置費といたしまして、行政共通費中にも組まれております金額があります。その全部を合せますとおよそ一千万円程度あるわけでありませう。本年中八箇月分が組まれておるのであります。

○松原(一)委員 人的構成の人の關係もございませうが、これは特別の研究及び能力を持つた人が必要なんです、ここにありませう定員だけの人は求められませうか。

○稲田政府委員 所長初め本研究所の首脳部の人として、どういふ人が好ましいかといふような点につきまして、先ほど御説明申し上げました創設準備委員会において、いろいろ審議しておられます。その御審議の線に沿うて、文部省といたしまして、極力この研究所の構成に御援助したいと思つておりますが、おそらくお話のように適當な人が得られることだと思つております。

○田淵委員 第七條の二項であります、最後に文部大臣が命じましたは委員等となつておられますが、命ずる場合と委嘱する場合との相違、もしくは全部命ずるか、または全部委嘱するといふのか、そのところにあいまいな点です、説明していただきたいのです。

は、國公務員法の定めるところによつてありますので、全面的に公務員法の適用に相なつて参りますれば、その條項によるわけでありませうが、ただいまのところは御承知のごとく、國公務員法に關します各種の職階制を定める法規が定めてありませんので、さしあたり従前通りの方法をもつて取扱うことに相なつておるわけでありませう。ここに書いてあります命ずるといふのは、部内の職員に対して命ずる場合で、委嘱するとは部外の人にあつたためてお願ひです。こゝういふ意味でございませう。おなりになりませう。た上におきましては、まづたくいずれも同じ資格の評議員になるわけでありませう。

(圓谷委員長退席、久保委員長代理着席)

○一松委員 いまこの法案を受つたのであります、少しわがらぬところを伺つてみたいのです。第一條の二項で、文部大臣がこの研究所の監督をしてはならないといふことは、どういふわけですか。

○稲田政府委員 第一條第二項を設けました趣旨は、この研究所があくまで自主的の性格をもつて、研究調査を遂行することを、保証したいといふ趣旨でございませう。文部大臣の方から研究の方向でありますとか、いろいろ研究について指示いたしましたり監督をするといふことをやめるといふ趣旨を、ここに現わしたわけでありませう。と申しましたも研究所がまづたく自主主義に陥りますことを避ける意味におきましては、先ほど申しましたように、第六條以下の評議員会を設けまして、評議員会に文部大臣が委嘱しま

した各方面からの学識経験者を入れま  
して、その事業計画その他重要なこと  
を審議してもらおうということにより、  
研究所が反面また独善に陥らないとい  
うことを保証した次第でございます。

○一松委員 私はこの評議員会を入れ  
たがために、必ずしも文部大臣の監督  
を必要としないというところはどうかと  
思います。文部大臣の監督というものは  
不合理な監督をするのだとか、不必  
要な監督をするのだとか、どうも権力の乱  
用に過ぎるというふうなことをするこ  
とは、これはよくない。しかしながら  
いやしくも自分の所管において設けた  
國語研究所というのに対して、何ら  
の監督権を持たないということには、か  
えつてよくないと思ひます。やはり適  
当な監督は必要があるんで、今の政府  
委員の説明のような趣旨であるなら  
ば、みだりにとか、ほしきままとか、  
あるいは不適当なとか何とかがいう文字  
をそこに入れて、その監督の権限を制  
限することはけつこうです。全然監督  
権がないといつて、もう研究所のする  
ことについては一指も触れることはで  
きぬといふことであると、場合によつ  
てはどういうような方向に進まんとも  
限らないと思ひますが、その点につい  
てはどうか。

○稲田政府委員 重ねてお答へいたす  
わけですが、文部大臣の最も重  
要な監督権は、ここに掲げております  
予算及び人事に関する問題だと思ひ  
ます。それ以外研究所に關すること  
とは、先ほど申し上げましたように研  
究の題目、研究の方法、その他研究自  
体を左右する事項以外には、ほとんど  
相像ができないのであります。國語政

策を文部大臣が立てます場合には、こ  
の法律には掲げておりませんが、別に  
國語審議会、——これは現にございま  
すが、これは今後存続いたしましたし、  
重要な事項はこの國語審議会に諮問し  
て文部大臣が國語政策を建てる。また  
國語審議会において審議いたしまする  
國語政策の必要な参考資料は、この研  
究所において提供する。従いまして研  
究所が研究いたしますことは、あらか  
じめ方向づけられることはあくまでも  
避けて行かなければならない。今一松  
委員の仰せられたところも、まづたく  
その通りだと存するのであります。が、  
つまり文部大臣がみだりに監督をする  
ことはいけないのであります。監督  
をし得るというふうな事項がありま  
す。やはりそこに研究所の研究のま  
たき自治制がそこなわれおしなにかと  
いう心配がありまして、また同時に今  
申し上げましたように人事と予算、こ  
の問題を押えておられますれば、そうし  
てまた評議員の任命ありますれば、研  
究所としては専断に陥ることはないとい  
うことが確保いたされますので、こ  
うした條文を表明したわけでありま  
す。

○一松委員 そういたしますと、今ま  
で政府のこしらえたこの機關に對  
して、その所管大臣が監督権がないと  
いう機關がほかにあります。あつた  
ら例をあげていただきたい。  
○稲田政府委員 たとえば各大学にお  
きましては研究の自由があるわけであ  
ります。大学はもろん文部大臣の所  
轄になっておりますが、大学そのもの  
の研究は文部大臣において監督をして  
おりません。

○一松委員 そういふことについて監  
督権がないという明文があるのです  
か。

○稲田政府委員 たしか所轄という明  
文がございまして、コントロールす  
る、監督するという意味での明文はな  
いと思ひます。

○一松委員 そうすると監督はしては  
ならぬといふような規定はこの本法  
が初めてですか。

○稲田政府委員 あるかどうか全部存  
じませんが……

○一松委員 しかし政府としてこのい  
う重要な所管大臣の監督権がないとい  
うような法文を提出する以上は、その  
ほかにも例があるか。その例によつて、  
運営が非常に巧妙に行つていふとい  
うような特殊な効果を發揮すべき理由と  
して、ただいまあなたがおつしやるよ  
うなことで、所管大臣が監督権がない  
といふことはいかがでしょうか。

○稲田政府委員 今おつしやつた監督  
権がないという言い方をしているもの  
があるかどうかという点につきまして  
は、そういうことは全部調べていない  
が、今例に申し上げましたように大学  
等の研究の自由、それに対して監督し  
ない。これは所轄とか所管という言葉  
で表われておつたかと思ひますが、そ  
ういふ例はもろんあるわけでありま  
す。

○一松委員 こういう研究所などが誠  
心誠意研究を続けておるといふこと  
に対して、いろいろ干渉がましいことは  
やるべきではないことは当然だと思ひ  
ます。しかしながらいやくも所管大  
臣が自分の所管しておる事柄につい  
て、これははなはだ都合なことだと  
いふような場合には、それを監督して  
適当な処分をするという権能は持つて

いることがいふと思う。たとえ極端  
な例をあげれば、ここに共產主義をし  
きりに主張する大学がある、そういう  
ようなことで、その機關を動かすこと  
の評議員というものも、ほとんど共  
産主義の人が動かすことになつたと仮  
定する。そういうときに所管の大臣が  
監督権がないのだといふようなことで  
は、國を救うゆえんではないと思ふ。  
やはりそういうような場合に、これは  
非常に悪い例であるが、必ずしも絶無  
ではないといふことであれば、やはり  
所管大臣はある場合においては、監督  
し得ないといふことを原則としても、  
他の場合において監督の必要がある場  
合には、監督権というものは保留して  
おく必要があると思ふんですが、その  
点について所見を承りたいと思ひま  
す。

○稲田政府委員 もしただいまのお話  
のような場合がございしますれば、文部  
大臣といつたしましては人事に關します  
監督権の發動で、事態を救ひ得ること  
だと私も考へます。

○一松委員 今のような精神であれ  
ば、一人人事に關することも予算に關  
することも一つの監督権です。だから  
してむしろ人事及び予算に關する事項  
以外のものについては、監督権を持つ  
てはならないといふような書き方より  
も、あなたのおつしやるような精神を  
よりよく表わすような字句を使う方が  
いいぢやないかと思つて、今質問をし  
ておるんですが、さらにこれは御研究  
を願うことにおきます。

それからその次の第三條ですが、研  
究所の事業は他の研究機関または個人  
によつて行われ、または現に行  
われている同種の調査研究を重複しな

いことを原則とする。二項に、これを  
避けるためには、適当な研究機関また  
は個人によつて行われなければならない  
場合には、研究所の事業としてその調査  
研究をその研究機関または個人に委託  
することができるとある。そうすると  
すでに個人がある同種の研究としてお  
ると、政府はこの國語研究所で研究さ  
れないといふことになる。個人の研究  
によつて國家の事業がそこで妨げられ  
るということになると思ふ。私は個人  
の事業よりも國家の事業の方を軽く見  
ておると思ひます。

○稲田政府委員 先ほど御説明申し  
上げましたように、國立でございした研  
究所を設けたいとします理由といつたし  
ましては、大学その他に付置する研究所  
と違つて性格といつたしまして考へられ  
ることは、一つは國の政策に關係のある  
研究を行うといふこと、いま一つは總  
合的性格、非常に廣い研究、大規模な  
研究をやるといふ性格にあると考へら  
れるのであります。この國語研究所  
もその例に入りますのでありまして、今  
方々の大学なりあるいは民間の研究團  
体等におきまして、國語問題について  
種々の見解がございしますけれども、こ  
の國語研究所の第一條及び第二條に掲  
げますような大規模な調査研究をやつ  
ておるところは、今日のところほとん  
どないと思ひます。もちろん部分  
的に各個人の研究所でやつております  
研究調査は、そのまゝこの研究所にお  
いて全体の總合計画のうちを利用いた  
しますことが、國家としても最も少い  
經費、少い努力をもつて大きな成果を  
發揮するゆえんであります。この研  
究所が、民間研究所の競争相手となつ  
て、非常に特殊な一部の研究にのみ局

限することになり、その結果として、こ  
の國語研究所の第一條及び第二條に掲  
げますような大規模な調査研究をやつ  
ておるところは、今日のところほとん  
どないと思ひます。もちろん部分  
的に各個人の研究所でやつております  
研究調査は、そのまゝこの研究所にお  
いて全体の總合計画のうちを利用いた  
しますことが、國家としても最も少い  
經費、少い努力をもつて大きな成果を  
發揮するゆえんであります。この研  
究所が、民間研究所の競争相手となつ  
て、非常に特殊な一部の研究にのみ局

限するということとを避けることが、この研究所の性格であろうと思ひます。そういう意味において、原則として他の研究所と重複した同じような研究を、この研究所で追いまわさないと、いうことを、第一項で表わしたわけでありませう。決して研究所自体が民間の研究所の他に全面的に譲つてしまつて、その研究を放棄するといふような趣旨で、この第一項を掲げたわけではないのであります。研究所が適當と考へる場合に他の研究機関に依頼することができるといふ道を、第二項によつて開いたわけでありませう。お話になりませうな心配はおそらく起らないと思ひます。

○一松委員 今お話のようなことであつて、國立の研究所は總括的に大規模に研究してゐる。こういうことは民間にはない。ないからして、さういふ論文があつても何もしようがないといふ御趣旨であります。それならば現に行われている同種の個人の調査機関と、重複してならぬといふことはいかぬと思ひます。そういうことを前提とすればこそ、他人がやつてゐることを重複することは、國立の研究所がしてはならぬといふこととわかるが、國立の研究所が研究するようなことは、個人としてはならぬものだというならば、それは政府のやつてゐることに對して、個人が後からそれを追つて来て、政府と同じことをやつてゐることは、むしろそれは政府に吸収されるやうにしなければならぬと思ふ。私はそのいかにことを書く必要はないと思ふ。のみならず私をして言わしむるならば、こういうことが國立として必要な機関であるならば、總括的にこれを

調査研究する必要は、個人の調査研究よりも國費を使つて大規模にやる方が効果的であるからである。それならば個人がやつてゐるからといつて重複してはならない。個人のやつてゐることはそつと脇において、その残りのことを國家がやるということでは、この研究を設置する目的と少し離れはしないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○稲田政府委員 ただいまこの研究所で考へます程度の大規模のものはほとんどないといふので、將來につきましてまた民間その他の研究所で、各種各様の研究がもたらぬかあるかと考へられるのであります。ここにこうした趣旨を置きましたのは、あくまでもこの國立の研究所といふものは非常に大規模の研究を——この研究所それ自体の力のみの研究ではなく、あらゆる方面のあらゆる有効な研究をこの研究所を中心に結びつけて、その成果を自他ともに利用し合ひ、總括的結果を發揮するといふ趣旨でこの第一項を設けましたので、「……原則とする」とあります。趣旨もその意味を表わしたわけでありませう。重ねて申し上げようであります。結局これによりましてこの研究所も併ひ／＼とした大きな研究をやつて行く。また一般の研究所につきましても、この研究所ができたからといつて、何もそれに万事席を譲る必要はない。それ／＼の研究をそれ／＼の調査を十分これから奨励して行きたいといふ趣旨が、第一項に表われておるわけでございます。

○一松委員 それならば第一項はいらぬではないか。政府もやる。個人もやる。同じようにみなやつて、いいことを吸収して國策の線に乗せて行くといふことであれば、個人がやつてゐることに對して政府が重複してできぬといふ制限を受けるからいけない。自由に行ふことができるということにしておけば、政府がやることについて個人もやるし、さうして個人のやる研究が政府よりもむしろ比較合理的であるといふ場合には、個人に譲つてもよろしい。それを個人がやつてゐることに對して、政府がそれに制限を加へることそれ自体が悪い。政府もかつてにやる。個人もかつてにやる。政府が着手してゐる研究に、民間が手を出すことができないといふことであつてはいけません。個人のやることに對して政府は重複してできないといふことはおかしいのであつて、範圍を廣くしておけば効果は上ると思ひます。また個人がやつてゐる研究に對しては政府が國營でやらぬでも、個人の事業を奨励すればいい。

○稲田政府委員 多少繰返すことになるかもしれませんが、これは研究所が各方面のいろいろ研究の状況を調べまして、ここにありますように「既に行われぬ又は現に行われてゐる」研究と重複しないといふことでありまして、將來行われるかもしれないことについて言つてゐるのではないのであります。それそれの研究の状況を見て、それとまたつた同じことを研究所で同じように繰返す必要はないと思ひます。研究所はもう少し廣い高所に立つての目的で事業をやつて行く。そのうちで頼んでしめるべきものは第二項によつて委託して、總括したものも研究所の研究成果として發表するといふ趣旨でございます。

○一松委員 個人がやつてゐる研究は人物の点、費用の点で、政府のやることよりも不完全であると考えなければならぬ。個人の研究が不備である場合、政府が遠慮してそれに手がつけられないといふことであつてはならぬ。さういふときにその調査研究を政府もやり個人もやり、もし民間の研究が優秀であるならば、それを政府は吸収してもよろしい。またその反對の場合もあると思ひますが、原則として三條のような條文を書くことはどうかと思ひます。

○稲田政府委員 ある題目について民間の方で研究してゐる場合に、この研究所でもつと大規模に有力な別の方法をもつてやるという場合におきましては、決してこの研究所の仕事に制限しやうといふ意味ではないのであります。民間のいろいろ研究を利用する意味において、またつた同じ題目、方法をやることを避けるのだといふことを、隨分かしたのであります。民間の調査研究も大いに伸びてもらいたいといふ氣持が、第一項に表われております。

○一松委員 それならばむしろ政府のやる研究の方に、重点を置いた方がいじやないかと私は思つております。同じようなことを研究しておるが、民間で思ふやうに進まないと思ふるときには遠慮することはない。國家は國家として研究をやるのが正しいのじやないか。

○稲田政府委員 あるいは同じことかもしれませんが、私も民間に委託し、民間の仕事に研究所に大きく取入

れることが、結局人材を集め研究成果を集中するゆゑであると思ひます。さういふものはそれとして、利用するのは利用する。それでいいじやないかと思ひます。

○一松委員 利用するものであるといふことであるならば、重複してはならぬといふことを書く必要はない。この書き方だと個人のやつてゐるものに對して、國立の研究所は手をつけられないといふことになる。それだからこの書き方はいけないと思ふ。

○稲田政府委員 こういう趣旨で將來運営して行くことになるわけでありませうが、民間の各種の研究、調査をこの研究所の大きな研究のうちに包含するといふ趣旨が、第一項、第二項を通じて表われておるわけでありませう。御了承いただきたいと思ひます。

○一松委員 包含するのであればどう書かない方がい。あなたのおつしやるのは民間に吸収するのであつて、國家が研究を吸収するのではない。私は逆に國家の方へ吸収する方がよくはありませうかと聞くのですが、これは意見の相違ですからよろしくございませう。

次にお伺ひするのは、國立國語研究所と國語審議會と重複してゐることはおもしろくないのですが、この点どういふ御見解を持つておられますか。

○稲田政府委員 國語審議會は文部省がこれに諮問いたしました。重要な國語政策を審議申していただく機関でございます。その審議會が重要な國語政策について審議いたします場合の参考となるべき資料を——この法案の第二條第二項の二でございませうが、この研究

所から提供する。従つて研究所においでまつた科学的に調査研究をいたした結果に基いて、國語政策の立案上の参考となるべき資料を研究所から文部省に提供いたします。そうすると文部省は國語政策について國語審議会に諮問する場合に、その資料を國語審議会の方にも提供する。國語審議会において政策の審議決定がありますれば、文部省はたとえ國語課といつたような機関を通じて、ある問題は教育に關連せしめ、ある問題は他の行政部門との關連をとつて、それを実施し、あるいは民間を奨励助長するといふぐあい、文部省と國語研究所と國語審議会との三者が關連を持ちながら國語政策を実施する。こういうふうに考へておきます。

○一松委員 それならば重複しておることにならないか。そのように國語審議会に資料を提供するというような屋上屋を重ねるようなことをしなくても、國語研究所の権限を拡大すれば目的は達せられるのではないか。このように行政整理の必要なときに、國語研究所に全面的に權威を持たせればいいものを、二つにわけなければならぬ理由はどこにあるのか。

○稻田政府委員 從來國語政策の立案をする場合には、審議会は文部省のお手傳いをいたしました各種の調査をいたしたのでありますが、國語政策を立てる場合にはもつと根本的に、廣範圍に、大規模に、國語に対する科学的な調査研究が必要であるという趣旨をもつて、この研究所が生れて参つたのであります。お話のように研究所自体が調査研究に基いて國語政策を立案したすといふことになりまして、ややもい

たしますれば政策の方が先に立つて、必要な資料を集めるというふうなおそれもないではない。研究調査をなさるところまつたく自主的に科学的に研究調査をやつて、そうして政策を審議するところは政策を審議する機関にわけてやるというところの方が、國語政策の点から見てよろしかろうという点から考へて、三者の關連が考へられたわけでありませぬ。

○一松委員 從來そういうことを國語審議会にやらしておつたから、それを保存しておかなければならぬというように聞えるが、新たに國立國語研究所を設けて、しかも第二條に規定してあるような廣範な事業をやらせるということであれば、同じことではないか。研究の結論を文部省に答申し、文部省は原案をつつて國會に提出するということではないか。二重に屋上屋を重ね、人を増し予算を増してやるといふことはどうでしょう。從來やつているからということにとられるよりも、この研究所というものをもう少し拡大強化すれば、その目的を達することができるようになるか……。

○稻田政府委員 研究所自体の目的が事業はここに掲げられておりますが、これは政策に關する資料の提供ばかりではなく、ごらんのごとく調査研究といふもつと廣い別の目的も十分あることは御了承願ひたいと思ひます。それから一面國語審議会におきましては、單に學者ばかりでなく、社会各層、各方面から人が集まつて、國語政策はいかにあるべきかを審議されるのであり、おのずから構成も違ひ目的も違ふ点がありますので、ただちにこれを他にかえるといふことはかえつてや

りにくいと思ひます。

○一松委員 國語研究所の研究目的というものが、この第二條に規定されておるが、この中に國語政策も含まれておるならば、あなたの仰せられるよりもこの研究所の範圍というものは廣い。その廣い範圍の中から國語審議会に必要なものを抽出して、それを基礎にして文部省が國語政策に關する立案をして國會に提出するということであれば、さらに審議会を設ける必要はないと思ふ。この研究所が廣範な権限を持つということであれば、それを拡大強化すれば審議会はいらぬと思ふ。審議会というものを廢止してしまふのは氣持の上で惜しいといふことで、存置するといふことであつてはよくない。費用の点、人員の点を節約して、できるだけ簡便にして目的を達することができるようになればいいと思ふ。ほんとうにこれを二本建にする必要があるといふならば、ここがどうだといふ納得のできる説明をしていただかなければならない。

○稻田政府委員 國語政策につきましては政策の線が強く、科学的の研究が曲げられるといふことであつてはいいけませんし、また科学的の研究なしに政策のみが進められるということも悪い。研究する者自身が政策の結論を出すといふよりも、審議会という他の手でやつた科学的調査の結果の中から、政策決定の資料となるものをもつて、政策として審議会が決定する。こういうふうなわけの方が妥當を得るのじやないかと考へるのであります。

○一松委員 そうするとこの研究所の研究したことは、審議会において制限

を受けるのですか。せつかく研究所が自由な立場から研究したもののうちから、これはいい、悪いといつて審議会において制限するといふことであらば、文部省に監督権がないという趣旨と矛盾すると思ふ。

○稻田政府委員 これは自主的な立場に立つて、科学的な見地から永久に研究を続けて行くのであります。調査研究の結果國語政策の立案の資料となるものは文部省に提出する。もちろん資料というものは一つの政策の結論が出ているものではないと思ひます。文部省は重要な國語政策を立案する場合に、意見を與へて審議会において審議してもよろしいわけでありませぬ。研究所自体はつと調査研究を続けておるわけでありまして、そのうちから政策立案の資料となり得るものを提供するのであります。

○一松委員 研究所が研究した資料を文部省に報告する。これをとりまゝに國策の線に乗せるといふことは、そのくらしいことは文部省の役人がしなければならぬ。審議会できめた問題を文部省が取上げて國會に提出するといふことであれば、文部省の役人は何にも必要ない。そのために文部省の中にはいろいろ調査機関があるわけですが、研究所というものはそれだけの大切な研究をしてそれを答申するのだから、それを選擇することが文部省の役人にできなければならぬ。審議会にかけ、その結果を文部省がうのみにして國會に出すのですか。やはりそれは文部省がしなければならぬのだから、二重の手間をかける必要がどこにあるかと聞かれます。

○稻田政府委員 同じ点の繰返しにな

るかもしれませぬが、もちろん文部省が責任をもつて実施するわけでありませぬけれども、各方面の方々によつて構成されている審議会において、重要な問題を慎重に審議していただいて、その答申をまつて文部省が実施に移すといふことが、國語政策といつたようなものについては必要ではないかと思ふのであります。

○一松委員 權威者と費用を入れて調査研究するのは國語研究所ではないのですか。その報告の結果から審議会が抽出して、文部省がそれを國策の線に乗せるといふのは、屋上屋を重ねることになるといふのです。そういうことをするから人と費用がたかさんにならざる。それならばこの研究所に人材を集め予算をとることは必要でなくなる。研究所の研究結果について、文部大臣はそのうちからいいものを調査して國策の線に乗せればいいわけで、その間に審議会を存置させて二重の手間をかけることがいいのかどうか。今日政治を簡素化して予算を省略してやろうといふときに、そういう調査研究のために審議会を設ける必要はないじやないか。要するに研究所が審議会かどつちか一つでよくはありませんかと聞かれます。

○稻田政府委員 研究所それ自体は政策の立案はやるべきではなく、やることは適當ではないかと思ふのであります。これは科学的な調査研究を將來にわたつてあらゆる面について継続して行くわけですから、そのうちに文部省の方から要求ある場合もあり、研究所自体として國語政策に關する何らかの資料を提出する場合もございませぬ。これは研究所の一つの仕事として文部省

に提供する。そこで文部省は國語政策をきめるわけでありすが、やはり独自できめず、こうした重要な問題でありますから、各方面の人によつて構成された國語審議会にかけ、研究所はあくまでも自主的に研究をやり、國語政策というものはまた別途の観点に立つてやるのが適当と思ひます。

○一松委員 國語政策の立案は研究所ではないとおつしやるが、この第二條の二項の一にある「國語政策の立案上参考となる資料の作成」、これをやつてこれを文部省に報告するのよしやう。そうすれば文部省はそれを基礎にして、どういふ点をどうしたらよからうという点をとりきめて國會に出せば、これより慎重なことはないと思ふ。資料があるのにまたそれを審議会に審議させて、その上のごとでなければならぬということでもなく、文部省の中の機関にかけ決定し、それを國會にかけ審議すればいいのに、審議会でするということは二重であつて費用がかかるから、それがいかぬじやないかというのです。今まで利用し続けて来た審議会を廢止することは惜しいという氣持があると思ふ。われ／＼國會議員の立場から見れば、これだけの人材、費用ででき上つたものを、また審議会にかけやらなくてもよくはないかというのです。それなんです。

○稲田政府委員 研究所は政策資料の作成だけが問題ではない、ということ、先ほどから申し上げておるのであります。研究所の仕事の一つとして参考になる材料があればそれを提供するわけではあります。研究所においては、はそまで結論は出ない。それを結論

づけるのは文部大臣が各種の見地に立つて政策をしてそれを実行する。政策を実行する上において慎重を期する意味において、國語審議会の諮問を答申まつということになるのであります。たとえば実験をやつて実験の結果を報告する。その結果の應用ということはこれは別問題でありまして、單に実験の結果を報告するという意味で御了承願えればよろしいと思ひます。

○久保委員 私は國語改良の点について何つて見たい。

○稲田政府委員 改良の沿革については先ほど申し上げた通りであります。國語改良の問題は、教育の修業年限の短縮に影響を持つ問題でありますからして、急速に日本人自身の手によつて解決しなければならぬのであります。この点につきまして、國語審議会からの建議並びに米國教育使節團の報告がありましたわけですが。

○久保委員 私の聞かんとするのは、國語改良問題は古くからあつた。しかるに何ゆゑ今日まで目の目を見なかつたかという点で、私も審議会との關係を開きたかつた。これは想像ですが、審議会ができたのは、國語問題を科学的に調査するというのでできたのではないんですか。

○稲田政府委員 審議会の消長はありました。ときには學者をもつて、ときには學者以外の人をもつて審議会ができておりましたが、今度まで十分な成果があげられなかつた。それはこの法案のごとき研究所というものがなかつたからであります。その欠点を補つて目的を達成しようとするものが、この研究所でございます。

が考えられたのですか。

○稲田政府委員 これは算算化しなかつたのであります。もちろん研究的な機關が必要だとは考えておりまして。

○久保委員 この法案は文部行政に携わつた人がいかに怠慢であつたかを物語つておる。今までこんなことが考えられなかつたとは考えられない。審議会とあわせてできなかったかというところに疑問を持つておるのです。

○高津委員 私は一松委員の説に全部賛成であります。第三條は、要約すると、一つは、研究所の事業は民間に委託することができるといふこと、もう一つは官民、研究所の事業が重複しないようにするといふことだと思ふ。それをここにうたう必要はないと思ふ。この第三條は削るべきである。國語審議会をつぶしてしまへといふこともつともである。

○稲田政府委員 あくまで研究所は自立的に國語及び國民の言語生活に関する科学的な調査研究を行うところでありまして、審議会は文部大臣の監督下にその諮問に應じて國語政策に関する事項を答申するところでありまして。

○後藤委員 私はこの法案は將來の理想としては賛成であります。しかし現狀に即して調整の必要があるのではなからうかと考えます。すなわち審議会と評議員会との關係は、先ほど一松委員の申されたように、また高津委員や久保委員の御意見でもわかりますように、調整の必要があると思ふ。

○久保委員 自由奔放な學術的基礎研究をやつて行くものならば、あえて所長は文部教官、文部事務官の中からそれぞれ役人が更迭する行き方ではな

く、權威ある學識者をもつて、長く學術研究的な機關としてこれを置くことがよろしいと思ひます。文部官僚だけが文部大臣が自由に任命して行くといふ考えには賛成しないのであります。

もう一つは第三條の「同種の調査研究と重複しないことを原則とする」ということに関しては、私は一松委員と同感であります。これをわざ／＼條文にうたう必要がどこにあるか。これは政府委員の答弁を聞いておつてもその感を深くするのであります。少くともこの点は修正しなければならぬと思ふのであります。さらに審議会と評議員会と關係のある規定が第六條にございしますが、理想としては冒頭に述べましたように賛成であります。現狀に即して参りますならば、評議員会と審議会と二本建にして運用して行くことは、將來はともかく現狀においては、條文に審議会とこの研究所を結びつけることをうたう必要があるのではないかと。もつと自由奔放に、國語研究が何らかの學術的の目的を持たずに、もつぱら國語學上から自由奔放に特殊の目的を持たずに研究し得るといふことであれば、わが國のために幸福でありまして、わが國の現狀はそこまで行くかどうかを考へなければならぬ。自由奔放な學術研究は好ましいけれども現狀はそこにはない。少くとも國語審議会が政策に必要とするような特定の範圍に、研究が制約されなければならぬ。現段階では、何らの目的を有しないとこのころ、しかも奔放多岐な研究が行われるような理想境には断じてないと思ひます。生きた政治をやつて行く上から行きまして、よろしく本法がかような形において立案されるよりも、一つの制

約をこへつけなければならぬ。わが國の經濟力自体がその制約を余儀なくされると考へなければならぬと思ひます。國情が根本だからといつてわが國の文化を無視することはできませんけれども、この点については本研究所を設けらるということ自体は賛成でありまして、もつぱらわが國の國情とその勸案の基礎の上に立たなければならぬ。これが審議会と本研究所に對しては、本法の立案にあたりましては暫定措置的にこれが結びつけられて、特定の目的のためによりよき効果をあげられるように再検討する必要があると思ひます。この点については當局の御意見を承りたいと思ひます。

○稲田政府委員 最初に第四條の問題でございますが、これは任命と補職の關係でございます。もちろんこれは部内の職員でございますが、いずれの研究所でも、行政機関でありまして、文部事務官、文部教官、これによつて任命されて、所長を命ぜられるわけでありまして。この定員表につきましては、所長はこの定員の中に入つておられるわけでありまして。従いまして文部部内にある人は、横すべりの意味でありまして民間から起用したした場合も、まず文部教官、文部事務官に任命いたしまして、任命された方を所長に命ずる。こういうことになるのであります。他の点につきましては繰返しになります。第三條につきましてはあくまでも研究所として利用し得る限りは利用する。また研究所自体がほかで研究して

七

おること重複して、無駄を省くこと  
がないようにということ、この法律  
の第一項第二項によつて明らかになる  
ことによつて、研究所のそうした性格  
が初めてこの法律に表れるものだと  
考へておるのであります。それからた  
だいまの非常に苦しい財政状態の時期  
におきましても、こうした教育なり國  
民文化の基盤になります重要な國語問  
題でありますので、一面において必ず  
しも政策から出発し政策へ歸る目的を  
持つての研究ばかりでなく、國語全体  
についての自主的に研究をいたします  
機関も必要だと考へますし、政策の立  
案は研究する者それ自身でなくて、別  
途に材料をもちつて別に構成された委  
員会によつて諮問して文部大臣がきめ  
るといふことが、私どもは國語政策立  
案の妥當を得る道だと考へるのであり  
ます。どうかよろしくお願ひします。

○黒岩委員 國語の問題でどうしても  
早く解決しなければならぬ問題は、國  
語の合理化の問題とそれを表現する文  
学の簡素化という二点が重点だと思ひ  
ます。その座前からの二條を見ます  
と、最も重視すべき問題は第一項では  
ないかと思ひます。二項も三項も研究の  
成果を保存するという意味において重  
要ではあります。生きた政治の上か  
ら考へますと、一つの國語政策の立案  
上参考になる資料の用意ということが  
最も研究所の重大なる任務であり、今  
日の段階においてはさう考へられ  
るのであります。さういう意味で  
この研究所を設置することは、きわめ  
て妥當なことではあります。しかもでき  
上つた研究所には、その規模においても  
權威においても特に重きをなすもので  
なければならぬと思ひます。さういう

観点から私も御意見の通り國語審議会  
との關係が、この際十分に究明されな  
ければならぬと考へます。一俵立案上  
の資料といふことも、權威を網  
羅して研究しましたところの成果が、  
それ以外の人によつていろいろと政策  
上論議される余地があるようなもの  
が、できてはならぬと思ひます。國を  
あげての一流の權威者が研究した資料  
でありますから、それから將來の國語  
政策の方向といふものも、自然に現わ  
れて来るのではないかと思ひます。今  
まで國語の問題が時代によつて変化し  
ておる。かなづかいに一つ見ましても  
この二、三十年間にたゞ一変化して  
おる。そのために迷惑するのは國語  
教育の實際に當る者、またそれを学ぶ  
者であります。かようにわずかな年數  
の間に變轉きわまりない結果でありま  
しでは、日本の國語教育はいつまでた  
ちましても、ほんとうのものにならぬ  
といふことを憂慮するものでありま  
す。さういふ観点からいたしまして、  
先ほど一松委員から屋上屋を重ねると  
いふ言葉をもちつて表現されました通  
り、國語審議会が不要であるといふこ  
とを考へると同時に、國語審議会を不  
必要ならしめるほどに、この研究所を  
強化したいという意見を持つておりま  
す。政府の今までの意見を聞いてお  
りますと、基本線を堅持されておられ  
ます。これはよくわかりますけれども、そ  
の点についてはもう一度検討いたしま  
して、その上で最も妥當なりといふ点  
に意見の一致を見たいと希望いたしま  
す。文部当局としてもその点について  
お考へを願ひたいといふことを希望い  
たします。

○田淵委員 私の質問も審議会の問題

に關連すると思ひますが、先ほど質問  
いたしました第七條の二項の、評議員  
は學識経験のある者のうちから、文部  
大臣が命じた委員とする、といふの  
であります。この文部大臣が命じた  
たは委嘱する實際の手続は、どのよ  
うにして行われるかといふ点について  
お考へをいただきたいと思ひます。な  
お付言いたしますならば、黒岩委員か  
らおつしやつたように、國語問題につ  
いては國語の簡素化、文学の制限とい  
う問題がありますが、從來の國語審議  
会の構成分子といふものを見ますなら  
ば、必ずしもこれが日本の最高權威も  
しくは絶対中立的な立場をとつておる  
人ばかりで、構成されているとは思わ  
ないものであります。もう一つは人事が  
狭く限られている。たとえば國語を審  
議する場合には、その道の専門家であ  
るならばという考へ方であつたため  
に、今日の國語問題の解決といふもの  
は中途半端になつてしまつておる。文  
学の制限はもちろんならなければなら  
ない。しかし單に文学の制限、かなづ  
かいの改良といふ点のみを強調して、  
國語そのもの、言語的音韻の整理とい  
うものについては、あまり考へが拂わ  
れていないのであります。従つて用字  
法といふようなものはまづ整理され  
ていない。一方において漢字制限を  
しても、音韻的に見た國語の整理が伴つ  
ていなければならぬ何にもならない。  
それが日本語を他國語に比して複雑に  
した根本原因であると思ひます。一つ  
には國語審議会の構成委員の中には、  
へんばな者があつたといふことを考へ  
ざるを得ない。殊に從來の國語審議会  
の委員の顔ぶれにつきましても、國語  
學者には反對者が非常に多い。これら

の人は決して文部省の奨励するものを  
援助しない向きも、明らかに現われて  
いるのであります。國民大衆もこれに  
同調しようとしつても、ただいま申し  
ましたように文字制限のみに力を入れ  
て、音韻的な國語そのものの研究がさ  
れなかつたといふことなのです。ここ  
に評議員の人選が非常に問題になつて  
来るのであります。文部大臣が委嘱  
することは、從來國語審議会などの構  
成委員もしくはこの人たを推薦した  
限られた人の推薦であるとか、あるい  
は依頼であるとか、さういふものによ  
つてされるようなことがあるならば、  
これは國語審議会が多くのプラスを加  
えると同時に、前のマイナスの繰返し  
にすぎないと思ひのであります。そこ  
で文部大臣が委嘱し命ずるといふこと  
は、實際上手続はどのようになされる  
か。あるいは學術會議との關連が考へ  
られているかどうか。この点をお尋ね  
したい。

○稻田政府委員 評議員の實際の選任  
につきましてはお答え申し上げます。國  
語研究所につきましてもすでに創設準  
備委員会といふものが設けられており  
ます。この創設準備委員会に加つて  
おります方は、各学会あるいは新聞、  
放送その他の學界から出ておられま  
す。その準備委員会で、評議員がいかに  
なる方々から構成されるべきかといふこ  
とを審議していただいて、それについ  
て文部大臣が願ひをするという段取  
りになつております。

○圓谷委員 本問題につきましても  
いま一回質疑を継続いたしますか。い  
かがいたしますか。

○委員長 一任と申す者あり

○圓谷委員 それでは次回は明日の

午後一時より開会いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後零時三十五分散会